

第 4 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 5 年 9 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 産 業 文 化 会 館 2 B 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 00 分					
閉 議 時 刻	9 時 30 分					
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠席	9	新 井 健 一	出 席 欠○席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠席	12	田 口 隆 一	出○席 欠席
	5	高 澤 克 芳	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠席			
	7	太 田 実	出○席 欠席			
	8	間々田英治	出○席 欠席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②			⑫	堀口晴義	出○席 欠席
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤	森田一男	出○席 欠席	⑮	江川直一	出○席 欠席
	⑥			⑯		
	⑦			⑰		
	⑧			⑱	荻原増夫	出○席 欠席
	⑨			⑲		
⑩			⑳	木村民夫	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	五十幡雅弘
					次長	広田敦史
					主査	赤城太郎

		<p>83㎡になる予定でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、東京都大田区大森西〇丁目〇〇番〇号 〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇さんが、佐間〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇さんが所有する渡柳字原〇〇〇〇番、地目：畑、998㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は東京都大田区に本社を置き、主に静電気防止塗料の製造・加工・販売を営んでいる企業であり、市内の渡柳及び堤根に工場を持っております。今回、その内の渡柳工場で、男子寮、研究所用として使用している駐車場に倉庫建設を予定し、駐車場を別の場所へ移設することにしましたが、工場敷地内は施設や資材置場等で一杯でありスペースが取れませんでした。そこで、隣接地である本件申請地の土地所有者に相談したところ、承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。埼玉古墳公園の南に位置する渡柳地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る9月20日、現地調査をしていただいておりますので、田口委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る9月20日、私と宮崎委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び田口委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>進行番号2番について教えて欲しいところがありまして、こちらは畑ということですが、農業振興地域内のどのような扱いなのかということと、また、かなり大きい車両置場ですが、認められる要件を教えてください。</p> <p>こちらの場所ですが、農業振興地域内ではありますが、白地になっております。それから要件についてですが、農地法上、農地の区分がありまして、転用の厳しい順に農用地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地となっております。こちらの場所は県とも相談した結果、第2種農地になります。では第2種農地とはどういうものかといいますと、第3種農地や農地以外の宅地や雑種地など、近隣の他の場所で出来ない場合は許可できるとなっております。転用する用途がこれでないといふ許可できないということではございません。今回も県と相談した結果、第2種農地であり、理由的にもやむを得ないのではないかとということで議案</p>
--	--	---

<p>『議案第3号』 農用地利用集積等促進計画（案）について</p>	<p>議長 中村委員</p>	<p>にあげております。 他にございますか。 進行番号2番ですが、以前は何を作られていたのかということと周りとの境はどうするのかを教えてください。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>位置図の左側4分の3辺りまでは桃を作っていたとのこと。残り右側はここ何年か不耕作地となっております。また、周りにつきましてはフェンスをすると聞いております。ただし、中が見えなくなるものではなく、メッシュフェンスであると代理人からは聞いておりますが、再度確認しておきます。</p>
	<p>議長 宮崎委員 事務局次長</p>	<p>他にございますか。 下は砂利敷になりますか。 下は砂利敷をする計画です。</p>
	<p>議長</p>	<p>他にございますか。 （なし）</p>
	<p>議長</p>	<p>他にご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （挙手全員）</p>
	<p>議長</p>	<p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。 次に、『議案第3号』農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。なお、この案件は農業委員自らが関係する案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、新井委員には、一時退席をお願いいたします。 （新井委員 一時退席）</p>
	<p>議長 事務局次長</p>	<p>事務局より説明をいたさせます。 議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明申し上げます。 議案書の3ページをお願いいたします。 この「農用地利用集積等促進計画」は、法改正により今年4月1日に施行されたもので、これまでの農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」と、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく「農用地利用配分計画」が統合されたものでございます。 今回、農地中間管理機構から借り受け希望者へ貸し付けるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市農政課より意見照会があり、当委員会の意見を求められているものでございます。 件数が多いため、個々の案件につきましては、後で御確認いただき、お手元に配布してあります別紙、議</p>

報告事項		<p>案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」によりご説明させていただきます。</p> <p>8ページからの「農用地利用集積等促進計画（案）集計表」をご覧ください。</p> <p>表の番号1～27、行田市大字下須戸〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 外8名及び4法人より、農地中間管理機構から農地を借り受けたいとして申し出があったものでございます。</p> <p>続きまして、9ページをご覧ください。借り受け希望者へ貸付を行う総筆数は、表の一番右下、110筆、面積の合計は、10万4,679㎡となっております。内訳としましては、賃貸借102筆、面積9万9,778㎡、使用貸借8筆、面積4,901㎡でございます。設定期間は、新規設定につきましては、すべて10年であり、転貸につきましては、残存期間となっております。</p> <p>以上で、議案第3号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
	議長	<p>事務局から議案第3号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって、議案第3号は承認することといたします。</p> <p>退席した委員の入室を求めます。</p>
	議長	<p>(新井委員 入室)</p> <p>新井委員に申し上げます。議案第3号は、原案のとおり承認されました。</p>
	主査	<p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>(1)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、1件の届出があり、転用目的は、住宅でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p>

<p>6 その他</p>	<p>議長</p>	<p>続いて、(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、3件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを解約した場合に農業委員会に対し、通知するものでございます。</p> <p>合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールについて ・『あぜみち』の配布について ・令和6年度農地利用最適化の推進施策に関する意見書の提出について（埼玉県農業会議→埼玉県知事） ・令和5年度視察研修について（進捗状況報告）
<p>7 閉会</p>	<p>事務局長 事務局長</p>	<p>以上をもちまして、第4回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:30)</p>